

宇治市立保育所及び民間保育所・認定こども園における
新型コロナウイルス感染症に係る臨時休園等に対する基本的な考え方について
(※令和 2 年 5 月 11 日付厚労省通知「新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安の改訂について」による一部改正)

○休園措置について

状況	対応	根拠通知
1. 園児又は職員が罹患した場合	当該園は 14 日間を基本とし休園する。 (休園期間については、状況を鑑みて京都府と連携・協議の上、決定する)	令和 2 年 2 月 25 日付厚労省通知 「保育所等において子ども等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応について(第二報)」 など
2. 地域(※1)で感染が拡大している場合	①京都府は、公衆衛生上の観点から宇治市に対し、臨時休園等を要請する。 ②宇治市は、市内の他園や地域の状況等により京都府と連携・協議の上、臨時休園等を判断する。 ※1 地域の範囲については、状況を鑑みて保健所と相談の上決定します。	令和 2 年 2 月 18 日付厚労省通知 「保育所等において子ども等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応について」

○登園を避けていただく園児の保護者等への要請について

状況	対応	根拠通知
1. 園児又はその同居者(※2)が以下のいずれかに該当する場合 ・息苦しさ(呼吸困難)、強いだるさ(倦怠感)、高熱等の強い症状のいずれかがある場合 ・重症化しやすい方で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合 ・上記以外の方で発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合	解熱後 24 時間が経過し、呼吸器症状等が改善傾向となるまで登園(送迎)を避けるよう要請する。	令和 2 年 2 月 25 日付厚労省通知 「保育所等における感染拡大防止のための留意点について」 令和 2 年 5 月 11 日付厚労省通知 「新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安の改訂について」
2. 園児又はその同居者(※2)が濃厚接触者に特定された場合	14 日間を目安に登園を避けるよう要請する。	令和 2 年 3 月 5 日付厚労省通知 「保育所等における新型コロナウイルスへの対応にかかる Q&A について(令和 2 年 3 月 5 日現在)」

※2 園職員についても同様の対応とします。

・上記に限らず、個別の事象により保育施設長が臨時休業等について必要と判断した場合は、宇治市に相談してください。連携して対応します。

この基本的な考え方は、あくまで現時点のものであり、今後の感染拡大状況や国からの通知等により変更する場合がありますので、ご了承ください。